

第7.5章 と畜時のアニマルウェルフェア

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2019.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

採択予定案の提示

加盟国からのコメント

OIE総会（毎年5月）にて採決

コメント受付案の提示

現状

国際基準

改正案のポイントと我が国のスタンス

ポイント

- ・ 現行の「と畜に関するコード」(Chapter 7.5 Slaughter of animals)は2005年に作成されたもの。
- ・ OIE(コード委員会)は、2018年に同コードの改正を決定。2005年以降検証が行われていなかったこの章を大幅に見直すことにした。この見直しの主な論点は、章間の矛盾、最新の科学的知見の反映等であった。
- ・ 「アニマルウェルフェア上、受け入れられない手法、手順又は慣行(Methods, procedures or practices unacceptable on animal welfare grounds)」という項目を拡充。

これまでの我が国の対応

- ・ 第3次案に対し、「家畜のアニマルウェルフェアの向上」及び「家畜の安全や、と畜場での作業従事者の労働安全確保」はともに必要であり、その両立を図るべきとの観点からコメントを提出

4次案に対する我が国からのコメント（案）

今回提示された改正案

Article 7.5.23

自由に動ける動物に対して **アニマルウェルフェア上の観点から容認できない用いるべきではない** 手法、手順又は慣行

1) 動物の取り扱いに関する以下の行為は **容認できず、いかなる状況においても用いるべきではない**。

a) 動物の尾を押しつぶしたり、**ねじったり**、折ったりすること。

b) 敏感な部分（例えば、目、口、耳、肛門性器部、腹）に、**動物のいかなる部分に対して** 傷つけるようなものを使って圧力をかけたり、刺激性物質をつけたりすること。

c) 大きな棒、先の尖った棒、金属パイプ、石、フェンスワイヤー、革ベルトなどの器具で動物をたたくこと。

d) 動物を蹴ったり、投げたり、落としたりすること。

e) 尾、頭、角、耳、手足、羊毛あるいは毛等、動物の体の一部だけを掴む、持ち上げるあるいは引きずること。

f) チェーン、ロープ、または人間の手を含む、いかなる方法を以て、（動物の）体のいかなる部分を用いて動物を引きずること

g) 動物に他の動物の上を歩かせること。

h) 敏感な部分（例えば、目、口、耳、肛門性器部、**乳房**または腹）に干渉すること。



我が国の対応（案）

- 我が国のと畜場で行われているロープを使用した牛の誘導が、コード案で記載されている「引きずる（dragging）」には該当しないことを確認するコメントを提出。

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯（１）

2018年2月	コード委は、「Slaughter of animals（Chapter 7.5）」の改正を決定。
2018年4月、11月	アドホックグループで、本章の見直しを議論。
2019年2月	コード委は、アドホックグループの報告書を精査し、修正案に賛成すると共に、更なる精査をアドホックグループに指示。
2019年6月	アドホックグループで、議論を継続。
2019年9月	コード委は、アドホックグループの報告書を精査し、構成が大きく変更されたことから、クリーンテキストにて1次改正案を提示。
2020年2月	コード委で加盟国コメントを検討。
2020年4月～2021年1月	アドホックグループで改正案を検討。
2021年2月	コード委は、アドホックグループの報告書を精査し、2次改正案を提示。

検討の経緯（２）

2021年9月	コード委で加盟国コメントを検討。
2021年11月～12月	アドホックグループで改正案を検討。
2022年2月	コード委は、アドホックグループの報告書を精査し、 3次改正案を提示。
2022年9月	コード委で加盟国コメントを検討。
2022年11月～12月	アドホックグループで改正案を検討。
2023年2月	コード委は、アドホックグループの報告書を精査し、 4次改正案を提示。

「と畜時のアニマルウェルフェア」章の構成（１）

第1条	導入
第2条	適用範囲
第3条	定義
第4条	アニマルウェルフェア上の危害
第5条	指標
第6条	管理
第7条	職員の訓練及び能力
第8条	敷地の設計及び設備の選択
第9条	処理能力
第10条	保守及び清掃の手順
第11条	緊急時対応計画
第12条	自由に動ける動物（free-moving animals）の到着

「と畜時のアニマルウェルフェア」章の構成（２）

第13条	自由に動ける動物の取扱い
第14条	自由に動ける動物の係留
第15条	スタニング又は放血のための拘束（自由に動ける動物）
第16条	自由に動ける動物及びコンテナに入った動物のスタニングに関する一般原則
第17条	自由に動ける動物の機械的スタニング
第18条	自由に動ける動物の電氣的スタニング
第19条	自由に動ける動物の空気調節(controlled atmosphere)スタニング
第20条	自由に動ける動物の放血
第21条	自由に動ける妊娠動物のと畜
第22条	自由に動ける動物の緊急殺処分
第23条	自由に動ける動物に対して用いるべきではない手法、手順又は慣行

「と畜時のアニマルウェルフェア」章の構成（3）

第24条	コンテナに入った動物（animals in containers）の到着
第25条	コンテナに入った動物の移動
第26条	コンテナに入った動物の係留
第27条	コンテナからの動物の荷下ろし
第28条	コンテナから取り出した動物のスタニングのための拘束
第29条	頭部のみの電氣的スタニング
第30条	家きんの電気水槽式スタニング
第31条	機械的スタニング
第32条	コンテナに入った動物の空気調節スタニング
第33条	コンテナで搬入された動物の放血
第34条	コンテナで搬入された動物の緊急殺処分
第35条	コンテナに入った動物に対して用いるべきではない手法、手順又は慣行

コード委員会の今後の活動計画

検討中の主なトピック①

【口蹄疫（第8.8章）】

- 本年5月の総会で採択が延期され、来年の総会での採択を目指すこととなった。
- 本年9月、総会での加盟国からの意見やその他のコメントが検討され、改正案が更に修正される予定。

【と畜時のアニマルウェルフェア（第7.5章）】

- 本年2月、本章及び関連の定義語に関する加盟国からのコメントについて、アドホックグループ専門家の見解を委員会で検討。
- アドホックグループの提案を概ね受け入れるとともに、追加の文言変更をした上で、改正案が加盟国に回付された。9月会合に向けてコメント提出予定。

【抗菌剤の責任ある適正使用（第6.10章）】

- 本年2月、1次案について、加盟国から提出された140超の意見を分析し、AMRワーキンググループによる議論が必要なコメントを特定。
本年9月、グループの見解を踏まえて、2次案を作成予定。

検討中の主なトピック②

【疾病の予防及び制圧】

- 第4部（疾病の予防及び制圧）に、バイオセキュリティに関する新章を追加予定。昨年11月に、初回のアドホックグループ会議が行われ、構成やスコープを定める作業が行われた。コード委員会の助言も踏まえ、今後も原案作成の作業が継続される。
- また、既存の死亡動物の処理（第4.13章）、消毒に関する一般的な推奨事項（第4.14章）の改正にも今後取り組んでいくとしている。

【貿易措置、輸出入手続及び獣医証明】

- 第5部（貿易措置、輸出入手続及び獣医証明）に含まれる輸出入や経由時の家畜衛生上の措置に関する章（第5.4～5.7章の4章）が見直される予定。アニマルウェルフェアの観点を含めることも検討される。
- 昨年11月に、初回のアドホックグループ会議が行われ、構成やスコープを定める作業が行われた。本年2月のコード委員会の助言も踏まえ、今後も原案作成の作業が継続される。

検討中の主なトピック③

【アニマルウェルフェアに関する勧告のための序論（第7.1章）】

- 現行の第7.1章には、国際的に認められているアニマルウェルフェアの評価の観点である「5つの自由（five freedoms）」が盛り込まれているが、これをより新しい概念である「5つの領域（five domains）」に置換できないかとの議論が行われている。
- 第7.1章のみならず、他のアニマルウェルフェア関連章の改正につながる可能性があり、今後も議論の行方を注視する必要。

【動物の輸送に関するアニマルウェルフェア（第7.2章、7.3章、7.4章）】

- 動物の輸送（陸海空）に関するアニマルウェルフェア章（第7.2章、7.3章、7.4章）について、見直しが検討されている。まずは、第7.2章及び7.3章の作業を優先するとして、アドホックグループ会議を開催し、結果を2024年2月の会合で報告することとされた。

検討中の主なトピック④

【防疫を目的とした動物の殺処分（第7.6章）】

- 昨年9月、委員会に対して、アドホックグループによる議論の経過が報告された。委員会は、更に検討を進め、原案を示すように要請。

【採卵鶏生産システムのアニマルウェルフェア（第7.Z章）】

- 本年2月、加盟国間で本件の進め方について合意形成がされていないことを踏まえて、コード委員会の作業計画から本件を除外することが決定。
- 今後、加盟国に、コンセンサスを得られるような案の作成が可能であるとの兆しが見られれば、作業再開の可能性があるとしている。